

長介保第407号
令和2年5月28日

管理者各位

長崎市介護保険課長
(公印省略)

長崎市介護・老人福祉・障害福祉サービス事業者
による事故の報告基準の制定について（通知）

時下、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろから本市の福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、長崎市へ報告すべき事故を明確にすることにより、対象サービスを実施する事業者からの迅速な報告及び適切な対応を図ることを目的として、新たに基準を制定しましたので通知いたします。

なお、制定した基準につきましては、次に記載しております本市ホームページに掲載しておりますので、そちらからご確認いただくとともに、併せて別紙（主な変更点）についてもご参照いただきますようお願いいたします。

《本市ホームページ》

[HOME](#) > [福祉・健康](#) > [介護保険](#) > [事業者の方へ](#) > [長崎市介護・老人福祉・障害福祉サービス事業者による事故の報告基準の制定について](#)

なお、事故報告書の様式については、次からダウンロードしてください。

[HOME](#) > [福祉・健康](#) > [福祉・健康関係申請書ダウンロード](#) > [申請書ダウンロード\(介護保険\)](#) > [事故報告書様式\(介護保険・令和2年5月12日～\)](#)

長崎市桜町2番22号
長崎市福祉部介護保険課
給付係 長谷川
TEL：095-829-1163(直通)